

LNG バンカリングガイドライン改訂に向けた 検討委員会

第 1 回委員会資料

国内の LNG バンカリング事業開始にあたっての
手続について

令和 5 年 3 月 6 日

株式会社 日本海洋科学
一般財団法人 日本海事協会
公益社団法人 日本海難防止協会

1. 調査の目的

LNG バンカリングのオペレーションを開始するにあたり、現行のガイドラインに記載されている関係法令等に関連する手続として、代表的な相談窓口・相談内容等を示しガイドラインへ追記することにより、新たに事業を開始する者の参照となることを目的とする。

なお、ここで示す手続はあくまでも代表的な手続であり、全ての手続を網羅するものではない。また、事業者が任意で実施した手続も含むものとする。

2. 調査にあたって参考にした事業

我が国で初めて、かつ現時点では唯一事業を開始した伊勢湾・三河湾の LNG バンカリング事業

3. 手続における代表的な相談窓口・相談内容等

事業者が LNG バンカリング事業を開始するにあたっては、以下に示す 2 つの手続を実施する；

- ① 事業開始前に事業者が任意で行う手続
- ② ①を終了後、事業者が実施すべき各法令に基づく手続
- ③ ②と並行して、事業者が任意で行う手続

上述した 3 つの手続における、代表的な相談窓口・相談内容・申請窓口・手続内容をそれぞれ表 1・表 2・表 3 に示す。

表 1 事業開始前に事業者が任意で行う手続

相談窓口	相談内容
各港の港湾管理者	・港湾の使用にかかる相談
国土交通省海事局	・船舶安全法の解釈、ガイドラインの記載内容に関すること ・実施事業の安全性について（主に実施事業とガイドライン内容との相違点について）
地方運輸局・ 各港の港湾管理者・ 海上保安部 (Ship to Ship のみ)	・LNG バンカリング実施に向けた事前相談
地方の海難防止団体等 (Ship to Ship のみ)	・航行安全対策委員会において審議すべき内容等
地方の海難防止団体等 又は 海上災害防止センター (Ship to Ship のみ)	・海上防災対策委員会において審議すべき内容等

表 2 事業者が実施すべき各法令に基づく手続

申請窓口	手続内容	法令
地方運輸局	・船舶安全法の適用に関する事	船舶安全法
海上保安部	・危険物荷役許可申請、停泊場所指定願等の提出	港則法

表 3 事業者が事業実施にあたって任意で行う手続

相談窓口	相談内容
地方運輸局または各船級協会	・危険物取扱規程(Cargo operations manuals)作成にあたっての要件の確認

4. ガイドラインへの追記方針

ガイドラインには、【オペレーションに係る関係法令及び手続】に示された関係法令の下部に、手続における代表的な相談窓口・相談内容等として、3.の内容を追記する予定。